

公告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構 北海道センター(帯広)(以下「JICA 北海道(帯広)」という)が、2021年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 北海道(帯広)道東業務課(電話:0155-35-1210 担当:近藤)宛にお願いします。

2021年 7月 1日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター(帯広)
分任契約担当役
代表 沢田 博美

1. 案件概要

(1) 案件名:

2021-2023 年度(課題別)「農業・農村 DX/スマートフードチェーン共創に向けた産官学人材育成(B)」研修委託契約の実施

(2) 案件内容:

研修委託業務概要(別添)のとおり

1 年次については、遠隔研修を実施する

(3) 技術研修期間(1 年次):

2022 年 1 月 26 日～2022 年 2 月 18 日(予定)

(4) 履行期間(1 年次):

2021 年 9 月 1 日～2022 年 3 月 31 日(予定)

2. 公募の趣旨

本業務は、開発途上国における農業・食品分野ならびに情報通信分野に携わる行政官、研究者、民間セクター関係者などの人材を対象に、各国で産官学連携による農業・農村 DX/スマートフードチェーンの構築を実現するために必要な知識を習得させることを目標とした研修を行うものです(遠隔研修で利用する映像教材の作成含む)。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人とかち地域活性化支援機構(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 北海道(帯広)所管地域において、スマートフードチェーン構築に関する学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、多様な講師を招請できることから応募要件(下記3)を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、公募参加確認書の提出を招請するものです。

3. 応募要件

(1) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第4条の規程に該当しない者であること。

(2) 令和 1・2・3 年度全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級(格付)を受けている者であること。

(3) 上記(2)に掲げる令和 1・2・3 年度全省庁統一資格の登録を受けていない者で本件競争に参加希望する者は、契約担当役から4項(1)Bに定める書類を提出することによって資格審査(簡易審査)を受けることができます。

なお、別案件において既に資格審査を申請し、当機構から審査結果の通知を受けた者で、通知が有効期限内であれば、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となる。この場合、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しを提出することで、契約

担当役から資格審査を受けることができる。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (5) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- (7) 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が北海道暴力団排除条例(平成 23 年北海道条例第 57 号)に定める禁止行為を行っている。

- (8) 2021 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022 年度及び 2023 年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合は除く)。また、契約は年度ごとに業務量、価格等について見直しを

行った上で締結する。

4. 公募参加確認書の提出手続き等

(1) 提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和1・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6) 資格審査申請書(様式2)

(2) 提出期限 2021年7月15日(木) 17時必着

※送付(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで(正午から 14:00 までは除く)に下記提出場所へ持参のこと。

(3) 提出部数 正1部

(4) 提出場所 JICA 北海道(帯広) 道東業務課

〒 080-2470 帯広市西 20 条南 6 丁目 1-2

(5) その他

- 公募参加確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- 提出された公募参加確認書は、返却しません。
- 提出された公募参加確認書は、公募参加確認書の審査以外に提出者に無断で使用することはありません。

5. 公募実施後の対応

公募参加確認書の提出があった場合は、応募要件を満たしているか否かの審査を行い、審査結果を 2021 年 7 月 21 日(水)までに提出者に通知する。なお、公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行する。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札形式)または指名による企画競争を行う。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡する。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨: 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金: 免除
- (3) 契約書作成の要否: 要
- (4) 共同企業体の結成: 認めない

(5) 委託業務の詳細は委託契約業務概要(別添)による。

(6) 契約経費:

当機構が定める研修委託に係る諸経費(業務人件費、業務管理費)、その他研修実施に必要な直接費(講師謝金、資機材費等)を支払う。

(7) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL:
<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

(8) 情報の公開について:

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

(9) 本コースは機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められます。

(10) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

以上

2021-2023 年度(課題別)
「農業・農村 DX/スマートフードチェーン共創に向けた産官学人材育成(B)」
研修委託契約(1 年次)業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名:「農業・農村 DX/スマートフードチェーン共創に向けた産官学人材育成(B)」コース

(2) 研修期間(予定)

2022 年 1 月 26 日～2022 年 2 月 18 日(予定)

(3) 研修の背景:

開発途上国の農村地域では、農業生産性や農産物付加価値などの向上による農家の所得増加が求められている。そのための対策の一つとしては、農業・食品分野ならびに情報通信分野に携わる行政官、研究者、民間セクター関係者による、農業従事者に対する正しい営農知識や技術の普及、農業投入資材の購入に必要な金融サービスの強化が必要とされている。

現在、情報・通信技術の急速な発展により、育種、農業生産、加工・流通、消費などフードバリューチェーン(以下、「FVC」)各行程におけるスマート技術の導入が急速に進んでおり、COVID-19 禍の影響でその必要性は更に高まった。しかし、現状では、スマート育種、スマート農業、スマート加工、スマート物流と消費までのデータの相互活用を可能にして、農業をスマート化する「スマートフードチェーン」(以下、「SFC」)の構築までには至っておらず、スマート技術の効果が最大化されていない。

本研修では、日本と開発途上国の「スマートフードチェーン(SFC)共創」に向け、各国で産官学連携による農業・農村デジタルトランスフォーメーション(DX)/スマートフードチェーン(SFC)の構築を実現するために必要な知識を習得することを目的に実施する。

(4) 使用言語:

西語

通訳が必要な場合には、JICA が配置する研修監理員がこれを行う。

(5) 研修目的(案件目標)

各国で産官学連携による農業・農村 DX/スマートフードチェーンの構築を実現するために必要な知識を習得する。

(6) 研修の到達目標(単元目標)

- 1) 自国の農業・農村開発/FVC の現状と課題、農業政策における農業・農村 DX/SFC の位置づけ、取組み状況、課題を理解する。
- 2) 日本における DX 関連政策、技術開発、および普及における産官学それぞれの役割を理解する。
- 3) 農業・農村 DX の推進および SFC 構築/共創に向けたアクションプランを作成する。

(7) 研修内容

本コースは、事前、本邦の 2 つのプログラムから構成される。ただし、2021 年度については、世界的な COVID-19 の感染拡大の影響により、研修員の国を超えた移動が困難になっているため、本邦プログラムに代わり、オンラインを活用した遠隔プログラムを実施する。2022 年度、2023 年度については COVID-19 の状況も踏まえ、来日プログラムを前提として、再検討する。

研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

各プログラムの主要研修項目は以下のとおり。

- 1) 事前プログラム(2021 年 11 月上旬～2021 年 12 月中旬)
 - ① 研修員は、自国の農業・農村開発/FVC の現状と課題、農業政策における農業・農村 DX/SFC の位置づけ、取組み状況、課題、どのような SFC 構築を目指すのか、導入したい SFC 関連技術等を所属組織内で検討・整理の上、インセプションレポートを作成する。
 - ② 事前配信動画教材を通じた事前学習
 - ③ 日本の産官学関係者との事前情報共有・マッチング(上記①で検討・整理した「導入したい SFC 関連技術等」を提供する日本の産官学関係者と情報共有や導入に向けた個別協議を開始する。)
 - ④ (同じ国から 2 名以上の参加がある場合、)参加予定者同士での打合せ(産官学連携により、国としてどのように課題に向き合うかという視点を持った上で、遠隔プログラムに参加する。)

2) 遠隔プログラム(2022 年 1 月 26 日～2022 年 2 月 18 日)

- ① インセプションレポートの発表と討議を通じて、自国の課題について理解を深める。
- ② 講義、討議、演習、視察(遠隔研修の場合は事前録画等)を通じて下記項目について理解を深める。

(ア) 日本の政策全般

Society 5.0、SFC 政策、食品輸出とスマート技術、AI 活用(WAGRI: 農業データ連携基盤)、スマート農業加速化実証プロジェクト等

(イ) 日本の産官学における SFC 技術開発の取り組み

全農 APINES システム、AI(WAGRI)の実務、圃場計測技術、衛生技術、ドローン活用、リモートセンシング、畑作・畜産とスマート技術、スマート農業機械、圃場管理、経営、スマート加工・物流、フィンテック、ブロックチェーン等

③ アクションプラン作成

上記①、②を通じて、農業・農村 DX/SFC の構築を実現するために必要な知識を獲得し、上記1)で整理された課題を解決するため、また SFC 構築に向けた具体的な方策として、「アクションプラン」を作成する。(なお 2022 年度、2023 年度に来日プログラムを実施した際には、日本の産官学関係者との意見交換を通じて、合同で、各国 SFC 共創に向けたアクションプラン/ビジネスプランを作成することも検討する。)

(8) 研修付帯プログラム(JICA 側が主に実施するプログラム)

1) 遠隔プログラム付帯プログラム

① プログラムオリエンテーション

遠隔研修実施に係る留意事項、コース概要等につき説明を行う。

2) 本邦プログラム付帯プログラム

① 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

② プログラムオリエンテーション

遠隔研修実施に係る留意事項、コース概要等につき説明を行う。

③ 評価会

研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

④ 閉講式

研修を修了した研修員に対し、JICA より修了証書を授与する式を行う。

(9) 研修員

1) 定員:10 名

2) 研修対象国

コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ブラジル、パラグアイ、ペルー

3) 研修対象組織

開発途上国における農業・食品分野ならびに情報通信分野に携わる行政官、研究者、民間セクター関係者

4) 対象人材

① 農業・食品分野の政策立案などに従事する行政官

② 農業関連省庁と連携して政策立案などに従事する情報・通信分野の行政官

- ③ 農業普及員の指導的立場にある者
- ④ 農業工学分野(主にスマート技術関連)の研究を実施している研究者
- ⑤ スマート技術を使用した農業・食品関連企業(スタートアップ企業中心)の実務に従事する者 等

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
2. 講師・見学先・実習先の選定
3. 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
4. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
5. 講師・見学先への連絡・確認
6. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
7. 講義室・会場等の手配
8. 使用資機材の手配
9. テキスト・映像教材の選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
10. 講師への参考資料(テキスト等)の送付
11. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告(著作物の利用条件一覧については、原則評価会の 5 営業日前までに JICA へ提出)
12. 講師・見学先への手配結果の報告
13. 研修監理員との連絡調整
14. コースオリエンテーションの実施
15. インセプションレポート・インテリムレポートの作成要領の決定、指示
16. 研修員の技術レベルの把握
17. 研修員作成の技術レポート等の評価
18. 研修員からの技術的質問への回答
19. 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
20. 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席、進行補助
21. 閉講式実施補佐
22. 研修監理員からの報告聴取
23. 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
24. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成、
25. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
26. 反省会への出席
27. 上記及び下記 4.(2)(3)を遠隔で実施するための準備、実施日程・研修カリキュラムの作成・調整

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書各1部ずつを、技術研修期間終了後速やかに提出する。業務完了報告書の提出期限は、契約履行期限日から起算して、10営業日前までとする。

4. その他

- (1) 本コースは途上国の現状・課題に沿ったカリキュラム、実施が重要になるため、途上国の知見・経験を持つ業務委託業者が望ましい。また機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められる。
- (2) 研修実施の運営に係る研修監理員(兼通訳)の配置、ならびに研修員の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託業者は、これら関連する団体等との調整を行うものとする。なお、研修監理員業務及び研修旅行の手配業務は、研修委託契約の中に含めることも可能である。
- (3) 資料・テキストの翻訳・印刷・製本は、本業務委託業者が実施することを原則とする。

(注)本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

以上

独立行政法人国際協力機構
北海道センター(帯広)
分任契約担当役
代表 沢田 博美 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者 役職・氏名 印
担当者 部署・役職・氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

2021-2023年度(課題別)「農業・農村DX/スマートフードチェーン共創に向けた産官学人材育成(B)」に係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)

2 応募要件に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ:A 4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

資格審査申請書

令和 年 月 日
(整理番号：)独立行政法人国際協力機構
北海道センター(帯広)
分任契約担当役
代表 沢田 博美 殿

[2021～2023 年度（課題別）「農業・農村 DX／スマートフードチェーン共創に向けた産官学人材育成（B）」] への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1. 申請者

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| ふりがな | |
| 会社名 | |
| ふりがな | |
| 代表者 役職名・氏 名 | (* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付) |
| 直近決算日 | 令和 年 月 日 |
| 本社所在地 | 〒 TEL : FAX : |

2. 担当者連絡先（JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方）

| | |
|--|-------------------------|
| 担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合 は記入不要) | 〒 TEL : FAX : |
| 部署名 | |
| ふりがな | |
| 担当者 役職名・氏 名 | Email : |

3. 希望する資格の種類（*注：登記されている事業に限る）

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| 資格の種類 | 注) 希望する資格に○印をご記入ください。（複数選択可） |
| 物品の製造 | |
| 物品の販売 | |
| 役務の提供等 （物品の製造、販売以外全て） | |

4. 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5. 添付書類

| 添付書類 | | 確認欄 添付したものに○をつけてください。 |
|------|---------------|--------------------------|
| 1 | 登記簿謄本（写） | |
| 2 | 財務諸表（直近1ヵ年分） | |
| 3 | 納税証明書その3の3（写） | |

注1) 公的機関が発行する書類（1. 登記簿謄本（写）、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

注2) 5. その他、入札説明書で求めている書類（一般契約のみ）

6. 公示情報等に関するメールマガジン配信希望

| 公示情報の種類 | 希望する公示情報に○印をご記入下さい。（両方選択可） |
|--|----------------------------|
| コンサルタント等契約の公示情報のメールマガジン | |
| 一般契約（機材、物品、役務一般、印刷及び製造等の購入、建設・設備工事）の公示情報のメールマガジン | |

※上述「営業担当連絡先」のメールアドレスと異なる場合のみ下記欄にご記載ください。
※複数名登録可能です。

メールマガジン配信先 E-mail

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

国際協力機構記入欄

受領日 年 月 日

別紙

1. 営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

| 直前決算年度（千円） | 直前々決算年度（千円） | 平均実績額（千円） |
|------------|-------------|-----------------|
| A | B | ① $(A + B) / 2$ |

2. 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

| | 直前決算時（千円） | 剰余（欠損）金処分（千円） |
|-------------|----------------|---------------|
| 資本金 | | |
| 準備金・積立金 | (注1) | |
| 次期繰越利益（欠損）金 | | (注2) |
| 小計 | A | B |
| 合計 | ② $A + B$ (注3) | |

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

3. 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

| | | |
|----------|---|--------------------------|
| 流動資産（千円） | A | ③ $A / B \times 100$ (%) |
| 流動負債（千円） | B | |

4. 営業年数

④ 年

5. 機械設備等の額（営業品目が「物品の製造」に該当する場合のみ、記入願います。）

| 機械装置類（千円） | 運搬具類（千円） | 工具その他（千円） | 合計（千円） |
|-----------|----------|-----------|--------|
| | | | ⑤ |

※上記金額は、千円未満を四捨五入すること。

以上